

「医師の働き方改革」に関するお願い

医師の負担軽減や長時間労働の短縮に向けた「医師の働き方改革」に関する法律が、令和6年4月に施行されます。当院でも医師の業務負担を軽減し、安心して安全、質の高い医療を提供するために環境や仕組みを整備していきます。

患者さんやご家族の皆様のご理解とご協力をお願いします。

救急受診について

当院は高度医療、救急医療を担う病院です。救命救急センターとして、救急診療は緊急性の高い重症患者さんを優先します。緊急性がない場合には、可能な限り平日の診療時間内の受診をお願いします。

逆紹介について

当院での治療・手術・検査等を終えられた患者さんは、症状に応じて当院から紹介元の「かかりつけ医」や地域の医療機関等に紹介します。（これを逆紹介と言います。）ご理解とご協力をお願いします。

時間外や休日の対応について

時間外や休日は当直医師や当番医師が主治医に変わって対応させていただきます。主治医と連携し、適切な診療を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

タスク・シフト・シェアの推進について

医師が行っている業務のうち、医師以外の医療関係職種が実施可能な業務については、厚生労働省が特に指定している業務を中心に、多職種（看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、医師事務作業補助者等）に業務の分担を推し進めています。

令和6年3月

病院長